福井鑑

坤

鞍

家傳

趣味夜話 同書

内閣文庫

和書	
類	三三七二一
號	
冊	二
函	一五一
架	一ロ

内閣文庫

番號	和 33721	
冊數	2 (2)	
函號	151	102

共二

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

福井鑑　坤

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の御事八同御様子の中ニも御ものゝ
如ク我者一四年代ニ成ル
今度の御高札御使ハ
御使ハ
御使ハ

御先祖の光源寺殿の御事者くわしく
御存知の御事なれ共 御存知無之
事 権現様御代に御法度の御書迄
言上仕候 其内 御法度の御書迄
よみ上申候 此上にて御尋ねなく八 徳川
の御先祖と申候 又 権現様の家老共 御書
をもよみ申候 中納言様に付 返答 切可
仕 と申者共 御先祖 及申候 其 書 無之
こと 申 者共 八 親 と 云 者 共 ハ 親 前
八 親 の 地 に 居 る 間 御 尋 ね 申 候 ハ 親
前 ハ 七 枝 の 傍 に 御 ハ 親 前 ハ 御 ハ

くの 御 書 を 付 申 候 者 の 御 書 を 以 申 上 候 ハ
寺 迄 と 長 兄 と 申 候 ハ 寺 に 派 有 り 前 に 親
宗 者 の 御 書 を 迄 と 上 ハ 以 申 候 者 に 御 ハ
なり 問 て 曰 秀 康 の 御 宮 ハ 隠 宮 と 申 又 浄 土 宗
に 成 て 代 々 法 名 ハ 有 と 云 ハ 云 て 曰
御 門 跡 と 御 宮 と 申 ハ 青 洞 宗 の 寺 に 御 親 前 の 御 ハ
前 ハ 右 の 秀 康 に 成 て 秀 康 御 遺 言 の
間 に 成 て 権 現 様 遠 と 関 を 作 出 ハ 時 城 と 名 付
間 の 取 り ハ 御 宮 も 元 の 寺 を 直 し 時 城 の 寺 と 別 に 立
ら く 徳 川 の 御 宮 ハ 此 上 ハ 御 代 々 の 御 宮 な る

[illegible]
八幡宮御参詣[illegible]
上人同参[illegible]
[illegible]寺[illegible]
[illegible]
[illegible]

義より池部殿より及ひその子細八人世但馬と申して一百石を高
知行の内と為戸内休と申所奉行役の内と成人の儀有り列
今村太郎清水丹後林伊賀守三人の遠江元人を合内休
支流御除れ中川出雲と申元人清源院殿の御合事ふく
知行四千石成いにの馬出雲の近江と申親類成(威)勢強
あるしかの中成右三人と相談しい但馬と内休成人
の儀但馬此方の相手成申成忠道を御心得者成
度成と内休御問答しい彼但馬と内休と申ものと思召成
いよ中当時五代始牧略を為行信同弱者と中面ハ
世の儀家来但馬と申加申と内休此方の相手成
ハ内休但馬方内休方と御高申二ツ小知と百姓牧略を貴

為念あるべき御出(撰)若仕て其次ふく行信同弱と高
(刀)振出とり御内の矢念(念)押義世人世但馬御牧略
と相談内休但馬と御行り御内ふく家と申て長慶
よとり給ふ内休を得ふ内死と見成お種ふ三内出ハ
あるべ高忠ふ内内但馬内ハ日次但馬ふ(魂のせは
る但馬宅(ふ義見見と申ハ)内休ふ内義成種
の御使内御内ふ内ふ成内ハ如り高
半月ふ内必死の見成信家但馬居宅(ふ義家内
ふ見但の者ふ但ハ門内ふ強一侍一人百里屋(入但馬
ふ内内内ふ内ふ内ふ

但馬大さに剣〻我〻身命ハとうく相立申お家ゟ
も我等家名と申段ゝ仕れのものハ伊豆ゟ和ゝハ
仕ゝ様ゝ様ゝ北中て神〻前ハ伊豆ハ川筋
ゟ和ゝ元〻ゝ〻ゝ者共境ゝのの入ゝと但ゝ事
ゟ高ゝ人ゝ高ゝハ法ゝゝ切ゝ但ゝ但ゝハ
切腹ゝし高ゝゝハ御ゝ元ゝ御ゝ中ゝ屋敷
お国ゝハ伊志ゝ三十四歳の御ゝ時ゝ御ゝ中ゝ屋ゝ
ハ越前の御中ゝ様ゝ御ゝ〻ゝ様ゝ私ゝ
ゝ所ゝゝ申ゝ様ゝ申ゝ様ゝ御ゝ様ゝ
て御ゝ様ゝ御ゝ
但馬ゝ村ゝ様ゝ様ゝ御ゝ様ゝ中ゝ川ゝ書ゝ行ゝ同ゝ者ゝ

昌

同郡自体ゝゝ我ゝ略ゝの外ゝ様ゝ
様ゝゝ様ゝゝ様ゝゝ様ゝ様ゝ
ゝゝ様ゝ様ゝ様ゝ様ゝ様ゝ様ゝ
様

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

以[illegible]法住寺殿[illegible]年[illegible]日[illegible]下[illegible]女[illegible]

[illegible]院様の

御[illegible]様[illegible]の[illegible]城[illegible]御[illegible]十九年の

[illegible]大坂御[illegible]の御[illegible]

[illegible]日大坂[illegible]の[illegible]

[illegible]十[illegible]の御[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

豊後家中ハ先日ゟ伝る事ニ大ハ大飛上死と
なり人数ハ死伝る者の中ニハ浅野内匠頭殿ハ人数ハ
出ての事ゟ　西御所様迄ハ関ヶ原ゟ江戸ニ居ル
武蔵様ハ七月の御先ものの後ハ武蔵様と伝る
ゟ忠道公の御ムスメハ武蔵の御先代
家ニ忠道公の御ムスメハ武蔵の御先代
他家ゟ後ハ家ニ伝る　台徳院様の御本陣ハ西ノ丸
西ノ丸ハ雑ぞと上ニ一の時秀頼の家老伝る
御陣ゟ第上ハ西人方御陣ハ今度の合戦ハ別
ニ方西ノ丸ハ西人ハ豊後を御しゑ
後ハ西人方ニ伝る　将軍様ハ伝る

御備の事を窺ひ　すたれ　ゟ上ハ又西人
方御陣ハ秀頼ハ伝る　台徳院様と御備を
ゟの上ニ　台徳院様の御陣ハ
西ノ丸ハ武蔵御先代ハ御陣ハ
を西ノ丸ハ中道一番ハ
後御陣の一番ゟ前ゟ後の御陣ハ
国を西ノ丸ハ
作伝西ノ丸ハ
と申上ハ忠道ハ御陣
後と申ハ
すゝ伝る　秀頼の事ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御譜代の面々も[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
所々御[illegible]の事ハ[illegible]二条[illegible]の御[illegible]御
家鑑の別[illegible]の儀[illegible]
[illegible]
[illegible]

義及の御参代御出仕
御家吉兼の仁ゆくゆや又八新兵衛
御理事八秀次関白殿より
武田の元とある御と御使和
以下新田大坂色御
不義の死を仕り
乙光後の御死面御
言く白元亀元年
国義色御
高九月中年四十六歳
乙光御言も御
の御歳三年も
四月と中
大坂
月虎松若十歳の御時
御国又義御
尺信と西
苗長十及大坂
御言中多
春の頃
茶機
御と中

虎

虎

百

言く白宰相伊藤志
四月と中
大坂
月虎松若十歳の御時
御国又義御
尺信と西
苗長十及大坂
御言中多
春の頃
茶機
御と中

虎

虎

百

鍋

虎

虎

虎

[illegible]
[illegible]
[illegible]

浮世に念流九度と申ス流儀と御用ゆ被仰付候ハ
宝暦年中ハ文字の片仮名と御家ハ
くより筆今に到て御伝授と
の御事　西御所様中も御の外御感ゆ被遊
同く日志田云の御事ハ一百石の御知行より
年ゆとの百石迄と二十五百石まくの御
年ハ迄を西りの家代　尽く日右に中通り慶長十年
十月上方国帰り後ハ一百石御知行ハ十五歳の御時
松元年大坂御陣の後十月まより九州国中書そ
百石御知行ハ十九歳の御時　同元八月伊州松都十二
百石御知行ハ廿歳の御時　同寛年我後高五百石御

領ゆ御年廿二歳の御時の儀と申伝ハ　同く日志田御
代ハ御家ハ我前ハ国を分百石御感の御事ハ
初と先ハ御知行の家有ハ
ハ　尽く日右我前の国を御上り
藩の御伝ハ　尽く日右の儀ハ
儀ハ右衛門ハ
座ゆ
敬ハ
御家の御
中国の
退ハ

傾ハ御年廿二歳の御時の儀と申伝ハ　同く日志田御
代ハ御家ハ我前ハ国を分百石御感の御事ハ
初と先ハ御知行の家有ハ
ハ　尽く日右我前の国を御上り
藩の御伝ハ　尽く日右の儀ハ
儀ハ右衛門ハ
座ゆ
敬ハ
御家の御
中国の
退ハ

御扶持の儀ハ忠昌公より伝ハ故中納言殿と意を合せ本
家の儀と相分りて家来付とのことに候ハ分り
申候事ハ保之丞の事ハ二代の所行之宜敷者御
果し被仰付候ハ他代に中世將乃ち他代者と御扶
持被遣ハ事ハ忠昌公より世代迄之御文の中に若
又他代儀とも御扶持被遣ハ忠昌公より御度々被仰付候
通相違の御文ハ雖中と仰付候ハ大炊頭殿ハ他代
儀ハ御上ハ御扶持被遣ハ他代の儀ハ御扶持
被遣ハ事ハ忠昌公より御文法の通りに成
ハ仕作付候ハ先の通中納言殿御扶持
と仰ハ方相違事ハ先御法の通と一度の御

老中方一同御呼見ハ忠昌公御同心被成候
通他代者と御扶持被遣ハ事ハ
通り中候ハ言葉ハ相違の御文ハ御中と
作成ハ大炊頭殿ハ是非危ハ先ての御扶持
と御扶持付御法度ハ
御扶持ハ二代ハ
御扶持ハ二代と
扶持ハ儀ハ
前の通
仕ハ
中ハ
御扶持

地代を被下置の旨御世上ゟ是迄志摩守ハ勿論乃
御門跡ゟ其年の七月ゟ新り御[illegible]御[illegible]
ゟ此の度中たる武代編年[illegible]
以来度々の御達ゟ[illegible]
西ゟ[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

家作御ゆるし無之候ハ、其節ハ親類ハ勿論、親類ハ
右の儀ハ姫君様御代ハ、御代ハ
まて、ハ親類の御前様と中ハ親類
御家ハ、ハ女の子ハ、
他ハ代ハ、譲り、
也、又志賀ハ、
志賀ハ親類の
百石の
親の御
御代ハ、
御代ハ、
御代ハ、

茶入の事八度申宜御道具共に意く敵後の御家に弾り
申遣　但し曰　白河院様御宝物の内に御家例の
節御機嫌伺ひ之に在国の法方若荒乱の節早速申し動
有る為体に成り今時迄八度の例有り高野書の様に
除き　言く曰右の御家例と申八寛永二年の事の也その
前駿府へ参る　惟明様御家例の節諸国の大名衆
皆御機嫌伺ひ之に高野の学有り付て家も御家例大
切の儀国に成り宜く仕成様に申す事の為に
あと伝聞大坂京都へ参り御伺ひ也　尚
為に御用の為に御用付て御用有り御
家例申す為に御用有り

御乱国有る御関所八今度事の大名方御在国
出事一度に成り御家御用申す事
侍衆御用に成る古法の御衆へ御上り家中御留
御用申御機嫌の御家例御家に成り
八面と御機嫌伺ひ御家例の儀
紙に成る為体の儀に付て
台徳院様八剛に御機嫌伺ひ
ちかくに成る故人に成り家動の事御屋敷
上に成りの儀八当御家例の
の事に成る始て御上屋敷
御中屋敷御用十六年敵前国

[illegible]

[illegible]

[illegible]

仁治寛永十九年御法華の御御所御所
御所さま後遠上開の御侍後治の方の御友後治の国後治の宿
まで御越の後乃ことは　問て曰忠昌ゑ問て曰
きこゑ後乃ことは彼地御身見の御所のも有ことの御実近
乃御所の御之ゑ乃ゑ乃ゑ乃

今し校者として新宮城と三ヶ瀬川ハ華洲城主として八
幡殿の御子義仲の子四郎左衛門尉義高ハ信濃国木曽谷に住
居の者にて伊豆国蛭ヶ島の流人源頼朝公の聟君にあらせられ
ける人なり相模国鎌倉に帝ハ信濃国上野国両国の
御代官として義仲を遣はしたまひしに義仲ハ
平氏の輩にて八幡殿と中悪しく義仲公ハ
頼朝公と毛利蔵人大夫光盛と共に信濃国
にて旗揚をなし給ひ光盛ハ加賀国篠原にて
平氏の家臣の中に八幡殿と共に合戦をなし
義仲ハ毛利蔵人大夫光盛ハ八幡殿の聟君
にて義仲ハ信濃の国にて
その事なり八幡殿の義高
八幡殿の御家臣にて加賀国篠原の戦
に

いんと云ハ義仲公ハ長男義高一人の毛利
蔵人大夫光盛ハ信濃国一揆の行者人の毛利
蔵人大夫光盛と一体にて同国に御討死なり
なり
権現様御出馬の節の御奉公にて有之毛利の
御代の時分長男四郎左衛門尉義高と信濃国
いとの上にて討死なり
義高ハ信濃国にて
権現様御出馬の節の御奉公にて
義高ハ信濃国にて
権現様

前の通りの御あいつのよと加勢有之候へ御自分の御婚
礼御取り仕かまくは　何と同様御家元御事と
台徳院様の御因ハ三ツ葵御紋様の事ハ御
代乃御御家元とも三葵御紋乃系
譜ハ八幡姫様の婚姻の儀別ハ
御婚姻ハ相模仕候ハ
く婚姻ハ御代ハ三葵の御紋ハ
ハ御家元とハ御家の婚姻
ハ生涯一向ハ何とて
御家の婚姻ハ次男に御立之
御代ハ
台徳院様
小ハ秀康公ハ御養子様ハ御婚姻ハ御立被天下の

御婚姻ハ
の奉申候ハ又御家元様ハ
御家元ハ御婚姻
新家ハ遠ハ御
御婚姻ハ
御婚姻ハ
御婚姻ハ
御婚姻ハ
御婚姻ハ
御婚姻ハ
御婚姻ハ
御婚姻ハ

[illegible]と[illegible]婚姻[illegible]出[illegible]の類大[illegible]事
[illegible]に依て[illegible]の[illegible]ハ[illegible]の[illegible]の[illegible]婚姻の
[illegible]ハ別て新[illegible]文婚姻の言[illegible]ハ[illegible]の[illegible]ハ
一門の[illegible]大切[illegible]事[illegible]の作法[illegible]
宰相忠直[illegible]に[illegible]婚姻[illegible]軍
忠[illegible]後の宰相忠昌[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の節[illegible]の大名[illegible]
[illegible]り[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]として奉[illegible]
[illegible]の[illegible]婚姻[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

八幡宮の御[illegible]

時に御[illegible]

[illegible]の中[illegible]おもひ[illegible]て[illegible]

八橋[illegible]ちうさ[illegible]の[illegible]

享保元八月

大道寺一葉軒友山

七拾八歳誌之

天保七丙申年秋八月

（筆彩自筆以教望夜話校之）

越前福井藩下の終

国立公文書館
National Archives of Japan